

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」が更新される  
～重大事故の再発防止策について事務連絡も発出…………… 1
- ◆規制改革推進に関する第2次答申を踏まえ、留意事項等が発出される…………… 3
- ◆「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」が更新される  
～重大事故の再発防止策について事務連絡も発出

内閣府では、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日、府政共生96号、26初幼教第30号、雇児保発0216第1号）等に基づき、内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった事故の情報について、集約・データベース化を行い、内閣府ホームページに公開しています。

年に4回、情報の更新が行われており、平成29年12月28日に「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」が更新されました。

※内閣府ホームページ

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 制度の概要「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表について

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

また、平成29年12月18日には、各都道府県・指定都市・中核市の担当部局に対して、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策について、注意喚起の事務連絡が発出されています（別添の資料1『「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について』）。

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議では、国へ検証報告書が提出された5つの自治体のヒアリングを踏まえ、次の点について、注意喚起すべき事項をとりまとめています。

各施設においても、事故防止にいっそうのご配慮をいただくよう、お願いいたします。

## 注意喚起事項

### 1. 事故発生防止等の取組みについて

#### ○睡眠中の事故防止の注意事項について

睡眠中の事故防止の注意事項として、1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預け始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要であること。

(説明等)

《中略》睡眠中の事故防止の注意事項として①1歳以上であっても、寝返りができないなど子どもの発達状況により、仰向けに寝かせることが重要であること ②預け始めの子どもについては、特にきめ細かな注意深い見守りが重要であることを周知徹底する必要がある。

なお、睡眠中の死亡事故は特に多いので、自治体による指導・監査時等により窒息等の事故防止の取組みについて確認を行い、必要に応じて指導することも重要である。

#### ○子どもの安全を最優先とする意識の徹底と事故防止のガイドライン等※（以下、「ガイドライン」という）の更なる周知徹底について

毎年同様の死亡事故（特に睡眠中）が発生していることに鑑み、子どもの安全を最優先とする意識の徹底がされていないことや事故防止及び事故発生時のガイドラインの内容が必ずしも現場の職員まで行き渡っていないことが考えられるので、これらのことが現場の職員まで行き渡り、よく認識されるように、国、自治体、施設・事業者は更なる周知徹底を図る必要がある。また、保育士等の養成課程段階からこれらの内容を周知することも重要である。

《中略》

※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

#### ○事故発生状況の記録の重要性の周知徹底について

事故発生状況の記録はその日のうちにできる限り早く事実を記録することが、検証及び再発防止のために重要であり、改めて周知徹底する必要がある。また、事故が発生しやすい場面（睡眠中、水遊び、食事中等）には、ビデオ等の記録機器の活用も有効な手段だと考えられる。

《中略》

### 2. 検証について

#### ○検証を実施する場合の留意点について

- 1) 検証を行う趣旨の周知徹底を行うこと。
- 2) 事実関係や死因が明らかにならない場合もあり、「事実関係の確認」にとらわれすぎないように、集められた情報の中で再発防止策をまとめること。

3) 再発防止策は、なるべく現場に有効で実行性のあるものとする。

4) 検証委員会を設置運営する自治体担当部局への支援を行うこと。

《以下、略》

※内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度 事務連絡」

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > 事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenaku>

## ◆規制改革推進に関する第2次答申を踏まえ、留意事項等が発出される

平成29年11月29日付で「規制改革推進に関する第2次答申」に取りまとめられた下枠内の項目について、具体的な留意事項等が、平成29年11月21日付で厚生労働省子ども家庭局保育課から示されました。

詳細は、別添の資料4『「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について』（平成29年12月21日、事務連絡）をご参照ください。

【全保協事務局抜粋・編集】

### 「規制改革推進に関する第2次答申」

③地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

ウ 多様な保育所の参入促進

b 厚生労働省は、市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。



### 「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

1 保育提供区域内に居住する子どもに係る優先利用について

《中略》利用調整を行うに当たっては、《中略》「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

その際、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて、保護者がその居住する地域の近隣の保育所等に通うことが可能となるよう、各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、当該区域内の保育所等への入所の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことも考えられること。

また、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」《中略》を踏まえて対応をお願いしているところであるが、保育提供区域内に居住する子どもの入所を優先することは大規模マンションでの保育所等の設置促進にも資することから、大規模マン

ションでの保育所等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、このような点数付けの実施について検討すること。

「規制改革推進に関する第2次答申」

③地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

ウ 多様な保育所の参入促進

c 厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。



「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第2の3の（3）において、保育の実施に関わる配慮事項として「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること」とされている。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に基づき、保育所等は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価等について、事前にその用途、額及び理由を明示した上で保護者に対して説明を行い、その同意を得られた場合は、当該保護者から保育料とは別に当該対価等に係る額の支払を受けることができることとされている。

したがって、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することは可能であること。

「規制改革推進に関する第2次答申」

④保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

a 厚生労働省は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知）を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。

c 厚生労働省は、保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。



「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

3 保育人材の確保のための方策について

保育人材の確保については、《中略》以下のような方策も考えられることから、これを踏まえた取組に努めること。

- (1) 平成25年5月に実施された保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査において、「就業時間が希望と合わない」「雇用形態（正社員・パートなど）が希望と合わない」との回答が一定数みられた。こうした保育士のニーズを満たすためには、多様な働き方を進めることが重要であり、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」《中略》に基づく短時間勤務保育士の活用に努めること。
- (2) 保育士・保育所支援センターを設置している都道府県等において、待機児童の解消に一定の効果をあげていることから、保育士・保育所支援センターを設置していない都道府県等においては、保育士・保育所支援センターを設置・活用することにより、新たな保育人材の確保や潜在保育士の就職支援等に取り組むこと。

※内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度 事務連絡」

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > 事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenaku>